

平成 26 年度保育所入所申込・面接について

町内に居住する就学前児童で町内外保育所に新たに入所を希望される児童（新規入所）を対象に下記のとおり受付・面接を行います。

◆入所できる基準

就学前児童で父母および同居のご家族が次のような状況のため家庭で保育することができない場合

1. 居宅外で労働を常態としている場合
2. 居宅内で当該児童と離れて、日常の家事以外の労働を常態としている場合（自営業・農業等）
3. 妊娠中であるか出産後間もない場合、又は病気や負傷、心身に障害を有している場合
4. 同居の親族を常時介護している場合
5. 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合

◆入所申込対象児童

町内に居住する平成 20 年 4 月 2 日生以降の就学前児童で新規入所を希望される方および継続入所希望の方

※ただし、0 歳児については各保育所で入所基準が違いますのでご希望の保育所へ個別にお尋ねください
例) △△保育所では 0 歳児は生後 50 日からなど

◆入所受付・面接

- ①希望される保育所へ連絡後、児童の状況についての面接をその保育所で受けてください
- ②入所希望日が決定しましたら、入所申込書（別添：入所申込書）及び下記記載の入所申込時に必要な書類をそろえて苓北町役場福祉保健課へ提出してください、
※定員超過等によりご希望の保育所へ入所できない場合がありますので、あらかじめご注意ください

◆入所申込時に必要な書類

以下の①、②、③、④が必要です

①保育料を算定するための書類（父母どちらの分も必要 ※場合によっては同居の祖父母分も必要）

- a) 給与所得のみの方 → 平成 25 年分源泉徴収票の写し（勤務先から配布されたもの）※1
- b) 確定申告をしている方 → 平成 25 年分確定申告書の写し（税務署等へ申告した控えの写し）
※1 年末調整されていない源泉徴収票の場合、別途確定申告を行い、確定申告書の控えの写しを提出してください
※1 仕事を複数行っており、源泉徴収票が複数有る場合は全て提出してください
- c) 上記の a、b どちらも提出出来ない方 → 福祉保健課担当までご連絡ください

②住民税額を確認できる書類（対象者のみ必要）

- a) 平成 26 年 1 月 1 日に苓北町に住所を有する人 → 原則提出不要
- b) 平成 26 年 1 月 2 日以降に苓北町へ転入した人 → 平成 26 年度の住民税の証明書 ※2
※2 ただし、上記①の書類によって保育料を算定した時、平成 25 年分の所得税がかからない人のみ必要です
※2 平成 26 年 1 月 1 日における住所地の自治体にて取得して下さい

③保育所へ入所できる基準を確認する書類（父母及び同居の 65 歳未満の祖父母が必要）

- a) お勤め（予定含む）の方 → 平成 25 年分源泉徴収票の写しもしくは内定通知書など
- b) 自営業・農業の方 → 平成 25 年分確定申告書の写しもしくは就労証明書など
- c) 出産前後の方 → 母子健康手帳の写し ※母親の出産による入所の場合産前産後各 2 ヶ月
- d) 求職活動中の方 → 就労証明書 ※求職活動中に伴う入所の場合は 3 ヶ月（最高 6 ヶ月まで）

④印鑑

[注意]

就労証明書は役場福祉保健課・各地区出張所・各町内保育園に用意してありますので必要事項を記入し、事業主・民生委員の証明を受けてください。なお、各地区民生委員からの証明を受ける際は、各地区民生委員に事前に連絡を行い、書類記入に不備がないかを前もって確認後、証明を受けてください。

◆その他

町外保育所へ入所を希望される場合やその他不明な点については、苓北町役場福祉保健課（担当：道田）までお問い合わせください。
TEL 0969-35-1111（内線 109）、町内無料電話 TEL 39-0002